破産手続廃止

平成２１年（フ）第８０１０号
東京都新宿区高田馬場４丁目40番12号　高田馬場第一長岡ビル７階
破産者　株式会社クラフトマックス
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８０１１号
東京都中野区新井１丁目36－３－４Ｆ
破産者　江頭　満正
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８０１２号
千葉県千葉市中央区生実町76番地の１
破産者　有限会社信陽
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８０１３号
千葉県千葉市中央区浜野町1302－２
破産者　深山　信次
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０８号
北海道伊達市北稀府町89番地の２
破産者　株式会社マルスエ道南工営
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２０年（フ）第２１８号
北海道室蘭市日の出町３丁目４番１号
破産者　有限会社泰成測量
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第９０５６号
東京都墨田区堤通１丁目11―11―104
破産者　深谷　典夫
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４９号
東京都八王子市別所２―42―４―404、住民票上の住所東京都八王子市別所２丁目49番地３―701
破産者　稲葉　和浩
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第３７６号
長野県諏訪市大字四賀2752番地
破産者　有限会社アドバンスブレイン
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第２４６５号
京都市北区大将軍一条町12番地の２
破産者　八木株式会社
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４３６号
京都市伏見区中島前山町118―201
破産者　株式会社Ｋ－ＳＹＳＴＥＭ
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第１００４６号
千葉県市川市菅野３丁目19―24
破産者　川瀬　忠夫
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１２０３２号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘西２丁目20―23
破産者　森　　久雄
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１５８０２号
東京都葛飾区東金町２丁目12－６－301、開始決定時の住所東京都葛飾区東金町２丁目19―18　ウィナーズⅢ―201
破産者　門脇　　明
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１６０５５号
東京都大田区池上８丁目12―15
破産者　北村　富久
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１６１９８号
東京都中央区日本橋人形町２丁目12－５－901
破産者　岩村　敬一
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１７６４８号
千葉県船橋市金杉８丁目３―28
破産者　武石日出刀
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１７６４９号
千葉県船橋市金杉８丁目３―28
破産者　武石　月子
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９７００号
埼玉県草加市新善町209―７―203
破産者　小笹　　優（旧姓高野子）
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０９４２号
神奈川県横浜市港北区大曽根１丁目25―13―303、開始決定時の住所神奈川県横浜市港北区師岡町294－６―303
破産者　遠藤富美子
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部